

死亡一時金・葬祭料の申請に係る手続きについてのご案内

■給付対象者

給付の種類	申請対象者
死亡一時金	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。</p> <p>※配偶者以外の者については、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限ります。</p> <p>※給付を受ける順位は配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順になり、同順位の者が2人以上いる場合は、その数で除して得た額となります。</p>
葬祭料	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者。</p>

■給付内容

給付の種類と説明	給付額
<p>死亡一時金</p> <p>予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。</p>	<p>45,300,000円</p> <p>※障害年金受給期間により額の調整あり。</p>
<p>葬祭料</p> <p>予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。</p>	<p>212,000円</p>

■必要書類(死亡一時金を申請される方)

1. 死亡一時金請求書 (別紙6)

- ・別添記入例を確認し、ご自身でご記入ください

2. 死亡診断書または死体検案書等の写し (コピーをご準備ください)

3. 接種済証の写し (コピーをご準備ください)

- ・受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証又は接種証明書の写し

4. 診療録の写し (サマリー、検査結果報告、写真等を含む)

- ・医療機関にご依頼ください
- ・予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成したものの写し
- ・医療機関名が記載されていることをご確認してください。

5. 戸籍謄本等の写し

- ・申請者と死亡した者との関係性を明らかにすることができる戸籍の謄本または抄本の写し

6. 住民票等の写し（申請者が配偶者以外の場合）

- ・死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の写し
 - (1)死亡者と申請者が同一世帯の場合
 - 申請者世帯の世帯住民票と死亡した者の除票
 - (2)死亡者と申請者が同一世帯でない場合
 - ① 申請者世帯の世帯住民票と死亡した者の除票
 - ② 生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の第三者による証明書
ただし、以下のものを提出した場合には②を省略できます。
- ・死亡者と申請者が健康保険等の扶養の関係であったことが分かる書類（健康保険証等の写し等）
- ・死亡者か申請者が所得税法上の控除対象扶養親族であったことが分かる書類（源泉徴収票、課税台帳等の写し等）
- ・生活費の一部負担していたことを裏付けることができる書類（生活費、学費、療養費の送金を証明する預金通帳、振込明細書、現金書留封筒等の写し等）

■注意事項

※2及び4については、申請者が医療機関等からお取り寄せください。なお、その際の費用については**自己負担**となります。

※他の申請と同時にを行う場合、重複する書類は省略可能です。

※申請者が死亡した方と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人もしくは、民生委員等の証明書または内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面が必要となります。

※順位を確認できる書類が必要となる場合があります。

※**同順位の方が2名以上いる**場合には、**各自申請が必要**となります。

※申請後、追加書類が必要となることがあります。なお、その際の費用についても自己負担となります。

※申請から結果の通知まで、**約4ヶ月～1年の期間**がかかります。場合によっては1年以上かかることもあります。

※全ての給付は国の審査会で**認定された場合にのみ支給**となります。

※原則、申請書類はお返しできません。

※給付額は通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

■必要書類（葬祭料を申請される方）

1. 葬祭料請求書（別紙7）

2. 死亡診断書または死体検案書等の写し（コピーをご準備ください）

3. 埋葬許可証等の写し

- ・申請者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証、火葬許可証又は葬儀案内状等の写し

4. 接種済証の写し（コピーをご準備ください）

- ・受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証又は接種証明書の写し

5. 診療録等の写し（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）

- ・予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成したものの写し
- ・医療機関名が記載されていることをご確認してください。

6. 戸籍謄本等の写し

- ・申請者と死亡した者との関係性を明らかにすることができる戸籍の謄本または抄本の写し

■注意事項

※2及び5については、申請者が医療機関等からお取り寄せください。なお、その際の費用については自己負担となります。

※他の申請と同時にを行う場合、重複する書類は省略可能です。

※申請者が死亡した方と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人もしくは、民生委員等の証明書または内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面が必要となります。

※申請後、追加書類が必要となることがあります。なお、その際の費用についても自己負担となります。

※申請から結果の通知まで、約4ヶ月～1年の期間がかかります。場合によっては1年以上かかることもあります。

※全ての給付は国の審査会で認定された場合にのみ支給となります。

※原則、申請書類はお返しできません。

※給付額は通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

■提出先

書類は以下の住所へ郵送してください。

また、ご不明な点等ございましたら、平日の9時～17時の間で下記の電話番号へご連絡ください。

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷 7-5-12

さいたま市保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室
コロナワクチン健康被害救済制度担当

電話：048-767-7397

FAX：048-840-2210